

障がい福祉サービス（居宅介護・重度訪問介護・同行援護） 重要事項説明書

サービスの提供開始にあたり、当事業所が説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

名 称 ・ 法 人 の 種 別	社会福祉法人 大垣市社会福祉協議会
代 表 者 氏 名	会長 今川 喜章
所 在 地	大垣市馬場町124
連 絡 先	電話：0584-78-8182 FAX：0584-81-6200
設 立 年 月 日	昭和50年3月14日

2. 事業所の概要

（1）事業所名称及び事業所番号

事 業 所 名	大垣市社会福祉協議会ホームヘルパー室
サ ー ビ ス の 種 類	居宅介護・重度訪問介護・同行援護
所 在 地	大垣市今宿5-1-4 在宅福祉サービスステーション
連 絡 先	電話：0584-75-3303 FAX：0584-75-3394
指定年月日・事業所番号	平成18年10月1日 指定 2112100090
管 理 者 氏 名	菱田 英香
実 施 地 域	大垣市

（2）事業の目的と運営の方針

事 業 の 目 的	利用者の心身の特性を踏まえ、利用者が可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ日常生活を営むことができるようサービスを提供する。
運 営 の 方 針	事業所は、障害者総合支援法令の定めに基づき、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

3. サービスの対象者

居 宅 介 護	身体障がい者・知的障がい者・障がい児（身体に障がいのある児童・知的障がいのある児童）・精神障がい者
重 度 訪 問 介 護	身体障がい者・障がい児（身体に障がいのある児童のみ）
同 行 援 護	視覚障がい者を有する身体障がい者 視覚障がい者を有する障がい児（身体障がいのある障がい児のみ）

4. サービスの内容

具体的には、サービスの内容により、以下の区分に分けられます。

身 体 介 護	利用者の身体に直接触れ行う介助や日常生活を営むのに必要な機能を高めるための介助などの専門的な援助を行います。 例）起床・就寝介助、排泄介助、身体整容、食事介助、清拭、更衣介助、入浴介助、服薬介助、通院・外出介助など
---------	--

家事援助	家事を行うことが困難な利用者に対し、家事の援助を行います。 例) 調理、洗濯、掃除、買い物、受薬、衣類の整理など
重度訪問介護	重度の肢体不自由者であって、常時介護を要する障がい者につき、居宅で入浴、排泄又は食事の介護等の便宜及び外出における移動中の介護を総合的に行います。
同行援護	・移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援（代筆・代読含む） ・移動時及びそれに伴う外出先において必要な移動の援護 ・排泄、食事等の介護その他外出する際に必要となる援助
その他生活等に関する相談や助言をいたします。	

5. 営業日時

営業日	月曜日から日曜日まで
営業時間	午前 6 時 00 分から午後 10 時 00 分まで ただし、必要に応じて深夜帯も対応可能です。

6. 職員の体制

職 種	常 勤	非 常 勤
管理者・サービス提供責任者	1	
サービス提供責任者	1	
訪問介護員	2	33

7. 利用料

- (1) 基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、利用者負担金は、基本利用料全体の 1 割の額とします。ただし、定率負担又は利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。障害福祉サービス受給者証をご確認ください。
- (2) 基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、基本利用料も自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

8. 支払い方法

当月の利用料を、毎月翌月 28 日に口座引き落としの方法でお支払いください。これにより難しい場合は別の方法で対応いたします。

9. 緊急時における対応方法

訪問介護員は、サービスの提供中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡するほか、管理者に報告する等の必要な措置を講じます。

10. 事故発生時の対応

訪問介護員は、サービスの提供中に事故が発生したときは、速やかに管理者に連絡の上、その指示に従うものとします。また、管理者は、利用者の家族、市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

11. 虐待の防止

利用者の人権を尊重する視点に立ったサービスに努め、虐待の防止に必要な措置を講じます。

12. 損害賠償について

事業所の責任により利用者に生じた損害については、全国社会福祉協議会「総合補償プラン」により補償いたします。

13. 苦情の受付

(1) 苦情・相談受付

苦 情 申 出 窓 口	社会福祉法人 大垣市社会福祉協議会 住所：大垣市馬場町 124 電話：0584-78-8182
苦 情 解 決 責 任 者	大橋 奈麻輝（社会福祉協議会事務局長）
苦 情 受 付 担 当 者	小倉 隆司（社会福祉協議会経営企画課長）
第 三 者 委 員	廣瀬 好男（連絡先：0584-81-2869） 平下 和代（連絡先：058-272-3872） 大野 耕司（連絡先：058-278-3602）

(2) 苦情解決の方法

苦 情 受 付	面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けます。また、第三者委員に直接苦情を申し出ることができます。
苦 情 受 付 の 報 告 ・ 確 認	苦情受付担当者が受けた苦情は、苦情解決責任者と第三者委員に報告いたします。ただし、苦情申出人が、第三者委員への報告を拒否された場合は、その報告は行いません。 また、第三者委員は、苦情の内容を確認し、苦情申出人に対して、報告を受けた旨の通知を行います。
苦 情 解 決 の た め の 話 し 合 い	苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。その際、苦情申出人は、第三者委員の助言や立ち合いによる話し合いは、次により行います。 ア．第三者委員による苦情内容の確認 イ．第三者委員による解決案の調整、助言 ウ．話し合いの結果や改善事項の確認

(3) 解決が困難な苦情についての窓口

本 事 業 所 で 解 決 で き な い 苦 情 の 相 談	岐阜県社会福祉協議会内運営適正化委員会 住所：岐阜市下奈良 2-2-1 電話：058-278-5136
------------------------------------	--

(4) 行政機関その他苦情受付機関

大 垣 市 役 所 障 が い 福 祉 課	住所：大垣市丸の内 2-29 電話：0584-81-4111
岐阜県国民健康保険団体連合会	住所：岐阜市下奈良 2-2-1 電話：058-273-1111

14. サービスの利用に関する留意事項

- (1) サービスは、複数の訪問介護員が交替して提供します。
- (2) サービスの提供に必要な備品等（電気・水道・ガスを含む）は、無償で使用させていただきます。
- (3) 体調や容態の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに、当事業所の担当者へご連絡ください。

令和 年 月 日

事業所は、利用者へのサービスの提供開始にあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

担当者 ⑩

事業所	住 所	大垣市馬場町 124	
	事業者名	社会福祉法人 大垣市社会福祉協議会	
	代表者名	会長 今川 喜章	⑩
	電話番号	(0584) 78-8182	

{	大垣市社会福祉協議会ホームヘルパー室 大垣市今宿 5-1-4 在宅福祉サービスステーション (0584) 75-3303	}
---	--	---

私は、本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け同意しました。

利用者	住 所	
	氏 名	⑩
	電話番号	

上記代理人（代理人を選定された場合）

	住 所	
	氏 名	⑩
	電話番号	

立会人	住 所	
	氏 名	⑩
	電話番号	

※立会人は必要に応じて選定していただくとともに、契約内容を確認し、緊急時等に利用者の立場に立って、事業所との連絡調整等を行える方がいる場合に記載してください。なお、立会人の方は契約上の法的な義務等を負うものではありません。